

小田原三の丸ホール 調律師登録依頼書

依頼日	年	月	日
-----	---	---	---

太枠の中をご記入ください。
スタインウェイ社製ピアノについては、修了書及び登録書等のコピーを添付してください。

(フリガナ) 氏名		
所属		
調律可能なピアノ	☐ スタインウェイ (D-274) ☐ ヤマハ (CFⅢ) ☐ カワイ (RX-1) ☐ ベーゼンドルファー (アップライト)	
連絡先 (調律依頼先)		
主な調律の実績 (過去2年まで)		
時期	会館名	調律したピアノ (メーカー・品番)

収受印

登録内容の公開	☐ 希望する ☐ 希望しない
---------	--

上記の者を指定調律師として登録してよろしいか。

館長	副館長	担当	受付

1. 登録申請

小田原三の丸ホール（以下、「当ホール」という。）は、以下の登録条件を満たす者から、所定の依頼書により依頼を受け、審査に合格した者を承認します。

2. 登録要件

当ホールが管理するピアノを調律するピアノ調律師は、次の条件をすべて有することとします。

- （１）スタインウェイ社製ピアノについては、スタインウェイ社が定める研修を修了している者。
（STEP 2 から 4、アカデミー研修）または、それに相当する研修実績がある者。
- （２）過去に当ホールまたは小田原市民会館等のピアノを調律したことがあり、十分に調律できると認められる者。

3. 調律時の同意事項

- ・ピアノの調律、調整は、各ピアノメーカーの仕様を遵守してください。
- ・原状復帰不可となるような調律等を行わないでください。また、仕様を逸脱した調律等を行い、ピアノの修理が必要となった場合は、修理費用をお支払いいただきます。
- ・申請内容を登録調律師一覧として、当ホールWEBサイト等で一般公開いたします。※希望者のみ
- ・利用者が負担する調律料金等の基本情報や、調律に要する時間は、利用者へ事前に通知をお願いします。
- ・ピアノを調律する場合は、原則として、当館スタッフは立ち合いをいたしません。
ただし、登録調律師であっても、「調律時の同意事項」を逸脱する使用がある場合、立ち合いをする可能性があります。
- ・調律作業は、通常、平均律（A=442Hz）で行っています。
これ以外のピッチや平均調律以外で 調律をされる場合は、使用後、戻し調律をお願いしております。

4. 登録の取消

登録に係る内容に虚偽があった場合には、登録を取り消します。また、項目 3 「調律時の同意事項」に反する行為が見られた場合や、ホールの指示に従わない場合も登録を取り消します。

上記の内容を確認しました

☐同意する

☐同意しない